

報道関係者各位

令和7年12月25日(木)
【照会先】
山口労働局職業安定部職業対策課
職業対策課長 松村 春彦
地方障害者雇用担当官 中本 祐子
一般職員 田村 遼
電話 (083) 995-0383

雇用障害者数が過去最高を更新

雇用障害者数 4,926.0人 (前年比 0.30%増)

～令和7年6月1日現在の障害者雇用状況の集計結果～

山口労働局（局長：鈴木 輝美）では、このほど、令和7年の「障害者雇用状況」集計結果を取りまとめましたので、公表します。

障害者の雇用の促進に関する法律では、事業主に対して、常用労働者の一定割合（法定雇用率：民間企業の場合は2.5%）以上の障害者を雇うことを義務付けています。

今回の集計結果は、同法に基づき、民間企業や公的機関などにおける毎年6月1日現在の身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用状況について、障害者の雇用義務のある事業主などに報告を求め、これを集計したものです。

今後とも、法定雇用率達成に向けた指導を行うとともに、障害者雇用の拡大や職場定着のための指導、支援を関係機関と連携して実施してまいります。

【集計結果の主なポイント】

1 民間企業（法定雇用率2.5%）※（ ）は前年の値

- 雇用障害者数については増加、実雇用率については減少。
 - ・ 雇用障害者数 4926.0人 (4,911.5人)、前年比14.5人、0.30%増
 - ・ 実雇用率 2.71% (2.77%)、前年比0.06ポイント低下
 - ・ 法定雇用率達成企業の割合は53.0% (54.4%)、前年比1.4ポイント低下

2 公的機関（法定雇用率2.8%、都道府県などの教育委員会は2.7%）

- ・ 山 口 県：雇用障害者数 139.0人 (133.5人)、実雇用率 2.99% (3.02%)
- ・ 山口県教育委員会：雇用障害者数 247.0人 (240.5人)、実雇用率 2.45% (2.86%)
- ・ 市 町 等：雇用障害者数 518.5人 (489.5人)、実雇用率 2.88% (2.85%)

3 地方独立行政法人など（法定雇用率2.8%）

- ・ 雇用障害者数 55.0人 (53.5人)、実雇用率 2.45% (2.74%)

障害者雇用状況報告の集計結果の概要

1 民間企業における雇用状況

実雇用率は 2.71% 【表 1】

- 民間企業（県内に本社を有する常用労働者数 40.0 人以上規模の企業：1,066 社）に雇用されている障害者数は、4926.0 人で前年より 14.5 人増加した。
- 実雇用率は、2.71%で前年より 0.06 ポイント減少した。
- 法定雇用率達成企業の割合は、53.0%で前年より 1.4 ポイント減少した。

企業規模別の実雇用率は 500 人～999.5 人の企業規模で増加 【表 2】

- 前年と比較した実雇用率の増減は以下のとおり。
 - 40.0 人～99.5 人規模企業 (2.23%→2.18%)
 - 100 人～299.5 人規模企業 (2.35%→2.27%)
 - 300 人～499.5 人規模企業 (2.45%→2.31%)
 - 500 人～999.5 人規模企業 (2.53%→2.65%)
- 1000 人以上規模企業 (3.59%→3.57%)

産業別の実雇用率は 3 つの産業で増加 【表 3】

- 前年と比較した実雇用率の増減は以下のとおり。
 - 建設業 (1.97%→1.74%)
 - 製造業 (2.47%→2.50%)
 - 運輸業、情報通信業 (2.09%→1.89%)
 - 卸売・小売業 (1.99%→2.08%)
 - 金融・保険業、不動産業 (2.10%→2.08%)
 - 飲食・宿泊業 (2.59%→2.24%)
 - 医療・福祉業 (2.84%→2.71%)
 - 教育・学習支援業、複合サービス事業、サービス業 (3.74%→3.68%)
 - その他 (1.44%→1.73%)

2 山口県の各機関の状況

山口県の機関は、4機関中3機関が法定雇用率を達成【表4、表5、表6、表7】

- 山口県知事部局に在職している障害者数は124.0人で前年より6.5人増加、実雇用率は3.04%で前年より0.02ポイント減少した。
- 山口県議会事務局に在職している障害者数は1.0人で前年と増減なし、実雇用率は2.15%で前年と増減なし。
- 山口県警察本部に在職している障害者数は14.0人で前年より1.0人減少、実雇用率は2.71%で前年より0.16ポイント減少した。
- 山口県教育委員会に在職している障害者数は247.0人で前年より6.5人増加、実雇用率は2.45%で前年より0.41ポイント減少した。

3 市町の各機関の状況

山口県内の市町の機関は、27機関中21機関が法定雇用率を達成【表8、9】

- 市町の機関に在職している障害者数は518.5人で前年より29.0人増加、実雇用率は2.88%で前年より0.03ポイント増加した。

4 地方独立行政法人等の状況

山口県内の地方独立行政法人等は、7機関中4機関が法定雇用率を達成【表10、表11】

- 地方独立行政法人等に雇用されている障害者数は55.0人で前年より1.5人増加、実雇用率は2.45%で前年より0.29ポイント減少した。

1 民間企業における雇用状況

表1 民間企業における障害者雇用状況

上段(令和7年6月1日現在)

下段(令和6年6月1日現在)

法定雇用率 (%)	①常用労働者数 (人)	②雇用状況 障害者数(人)			③実雇用率 (%) $\vartheta \div ① \times 100$	④法定雇用率達成企 業の数／企業数	⑤達成企業 の割合(%)
		ア. 重度	イ. 重度以外	ウ. 計ア×2+イ			
2.5	181,451.0	735.0	3,456.0	4,926.0	2.71	565 / 1066	53.0
2.5	177,212.0	767.0	3,377.5	4,911.5	2.77	562 / 1034	54.4

(注)

1 常用労働者数とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を常用労働者総数に乘じて得た数)を除いた法定雇用障害者数の基礎となる労働者数である。

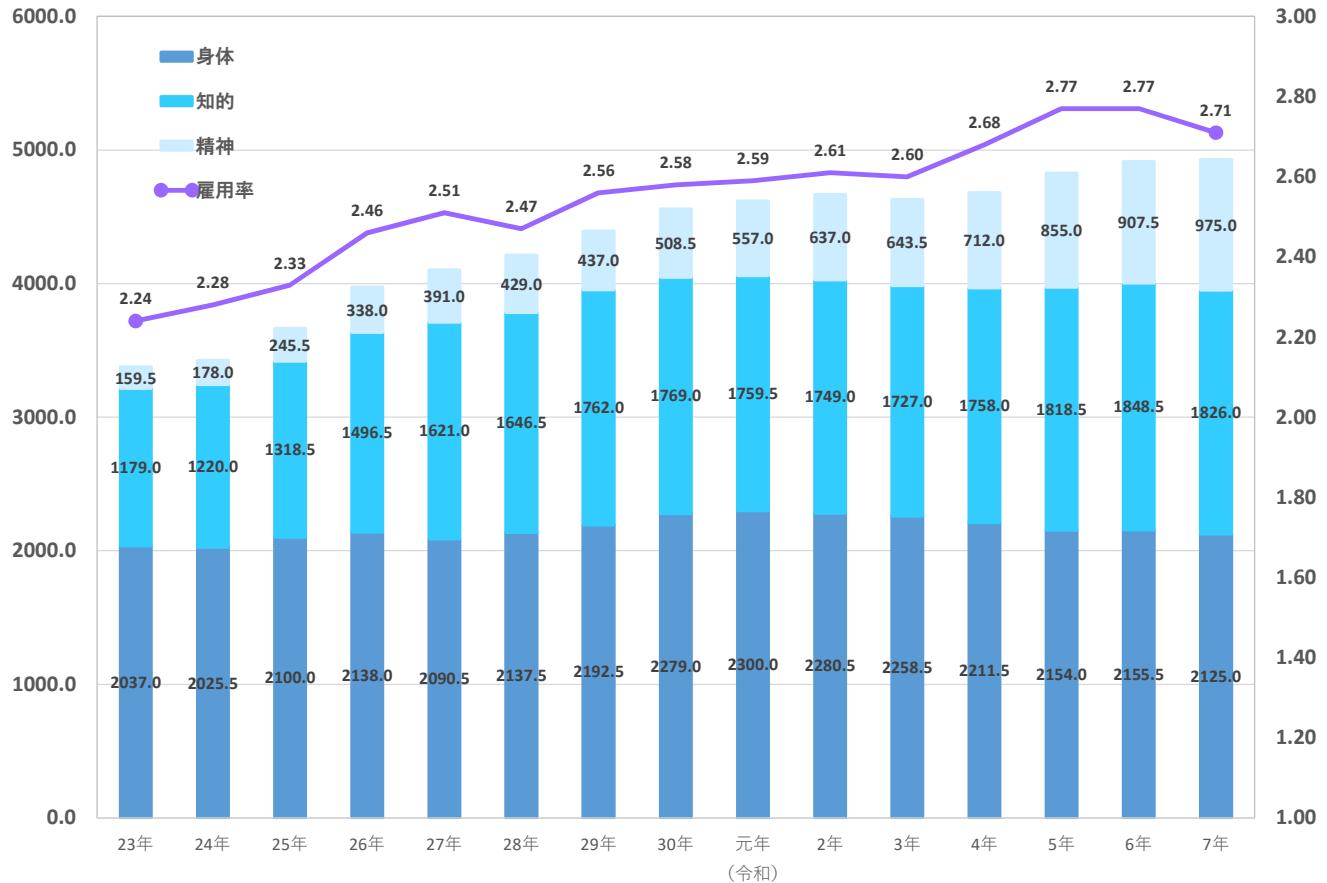
2 「重度」には短時間労働者の数は含まれていない。「重度以外」には重度障害者である短時間労働者の数が含まれている。

3 障害者数とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計である。法令上、重度身体障害者及び重度知的障害者については、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者並びに重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者については、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

ただし、重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者については、1人を1カウントしている。

グラフ

民間企業における障害者の雇用状況



注1：雇用義務のある企業（平成24年までは56人以上規模、平成25年から平成29年までは50人以上規模、平成30年から令和2年までは45.5人以上規模、令和3年から令和5年までは43.5人以上規模、令和6年以降は40人以上規模）についての集計である。

注2：「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

平成17年まで 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者

平成18年～平成22年 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、精神障害者、重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である短時間労働者（精神障害者である短時間労働者は0.5カウント）

平成23年～令和5年 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、精神障害者、重度身体障害者、重度知的障害者である短時間労働者
重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者（0.5カウント）（※）

※ 平成30年から令和4年までは、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者についてのみ、1人分とカウントしている。

① 報告年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること

② 報告年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者であって、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

令和6年以降 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、精神障害者、重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者である短時間労働者、重度以外身体障害者及び知的障害者である短時間労働者（0.5カウント）
重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者である特定短時間労働者（0.5カウント）

注3：法定雇用率は平成24年までは1.8%、平成25年から平成29年までは2.0%、平成30年から令和2年までは2.2%、令和3年から令和5年までは2.3%、令和6年以降は2.5%となっている。

表2 民間企業における規模別障害者雇用状況

上段(令和7年6月1日現在)

下段(令和6年6月1日現在)

	①常用労働者数 (人)	②雇用状況 障害者数(人)			③実雇用率 (%) ウ÷①×100	④法定雇用率達成企 業の数／企業数	⑤達成企業 の割合(%)
		ア. 重度	イ. 重度以外	ウ. 計ア×2+イ			
40.0～99.5	39,878.0	129.0	610.0	868.0	2.18	342 / 652	52.5
	38,111.0	133.0	584.5	850.5	2.23	327 / 621	52.7
100～299.5	49,041.5	165.0	784.0	1,114.0	2.27	176 / 322	54.7
	47,488.0	174.0	766.0	1,114.0	2.35	183 / 321	57.0
300～499.5	16,854.0	58.0	273.5	389.5	2.31	22 / 48	45.8
	17,656.5	62.0	308.0	432.0	2.45	30 / 51	58.8
500～999.5	16,221.5	58.0	314.0	430.0	2.65	17 / 28	60.7
	13,404.0	54.0	231.5	339.5	2.53	14 / 24	58.3
1,000以上	59,456.0	325.0	1,474.5	2,124.5	3.57	8 / 16	50.0
	60,552.5	344.0	1,487.5	2,175.5	3.59	8 / 17	47.1
計	181,451.0	735.0	3,456.0	4,926.0	2.71	565 / 1066	53.0
	177,212.0	767.0	3,377.5	4,911.5	2.77	562 / 1034	54.4

(注)表1の注1～3と同じ。

表3 民間企業における産業別障害者雇用状況

上段(令和7年6月1日現在)

下段(令和6年6月1日現在)

	①常用労働者数 (人)	②雇用状況 障害者数(人)			③実雇用率 (%) ウ÷①×100	④法定雇用率達成企 業の数／企業数	⑤達成企業 の割合(%)
		ア. 重度	イ. 重度以外	ウ. 計ア×2+イ			
建設業	6,913.0	30.0	60.0	120.0	1.74	40 / 74	54.1
	5,540.0	27.0	55.0	109.0	1.97	38 / 62	61.3
製造業	42,876.0	190.0	690.5	1,070.5	2.50	140 / 248	56.5
	44,644.5	204.0	694.5	1,102.5	2.47	141 / 249	56.6
運輸業、 情報通信業	12,454.5	42.0	151.0	235.0	1.89	51 / 114	44.7
	10,678.5	43.0	137.5	223.5	2.09	51 / 100	51.0
卸売・小売業	18,492.5	46.0	293.0	385.0	2.08	65 / 141	46.1
	19,059.0	48.0	282.5	378.5	1.99	65 / 146	44.5
金融・保険業、 不動産業	7,947.0	38.0	89.0	165.0	2.08	10 / 23	43.5
	7,914.5	40.0	86.5	166.5	2.10	8 / 23	34.8
飲食・宿泊業	2,684.0	2.0	56.0	60.0	2.24	19 / 33	57.6
	2,630.0	5.0	58.0	68.0	2.59	19 / 32	59.4
医療・福祉業	41,664.0	138.0	855.0	1,131.0	2.71	167 / 278	60.1
	39,170.0	145.0	820.5	1,110.5	2.84	178 / 278	64.0
教育・学習支援業、 複合サービス事業、 サービス業	47,206.0	243.0	1,252.5	1,738.5	3.68	67 / 145	46.2
	46,430.5	250.0	1,236.5	1,736.5	3.74	59 / 135	43.7
その他	1,214.0	6.0	9.0	21.0	1.73	6 / 10	60.0
	1,145.0	5.0	6.5	16.5	1.44	3 / 9	33.3
計	181,451.0	735.0	3,456.0	4,926.0	2.71	565 / 1066	53.0
	177,212.0	767.0	3,377.5	4,911.5	2.77	562 / 1034	54.4

(注)1 表1の注1～3と同じ。

2 その他とは、農・林業、漁業、鉱・採石・砂利採取業、電気・ガス・熱供給・水道業をいう。

2 山口県の各機関の状況

(1) 山口県知事部局の状況

表4

上段(令和7年6月1日現在)

下段(令和6年6月1日現在)

	法定雇用率 (%)	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
山口県	2.8	4,082.0	124.0	3.04	0.0	(注5)特例認定あり
	2.8	3,846.0	117.5	3.06	0.0	

(注)

1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度身体障害者以外の身体障害者である短時間勤務職員、重度知的障害者以外の知的障害者である短時間勤務職員、精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントを行っている。

また、令和6年4月から新たに重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者である週の所定労働時間が10～20時間である特定短時間勤務職員については、1人を0.5人に相当するものとしてカウントを行っている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

4 山口県は、特例認定を受けている。

特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

特例認定(都道府県知事部局)

認定地方機関(A)	みなされることとなる機関(B)
山口県	山口県企業局

(2) 山口県議会事務局の状況

表5

上段(令和7年6月1日現在)

下段(令和6年6月1日現在)

	法定雇用率 (%)	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
山口県 議会事務局	2.8	46.5	1.0	2.15	0.0	
	2.8	46.5	1.0	2.15	0.0	

(注) 表4の注1～注3と同じ。

(3) 山口県警察の状況

表6

上段(令和7年6月1日現在)

下段(令和6年6月1日現在)

	法定雇用率 (%)	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
山口県 警察本部	2.8	517.0	14.0	2.71	0.0	
	2.8	523.0	15.0	2.87	0.0	

(注) 表4の注1～注4と同じ。

(4) 山口県教育委員会の状況

表7

上段(令和7年6月1日現在)

下段(令和6年6月1日現在)

	法定雇用率 (%)	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
山口県 教育委員会	2.7	10,102.0	247.0	2.45	25.0	
	2.7	8,421.5	240.5	2.86	0.0	

(注)

1 表4の注1～注3と同じ。

3 市町の各機関の状況

(1) 山口県内の市町の機関全体の状況

表8

	法定雇用率 (%)	①法定雇用障害者 数の算定の基礎と なる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	⑤法定雇用率達成機 関の数／機関数	⑥達成割合
市町の 機関	2.8	17,998.0	518.5	2.88	9.0	21 / 27	77.8
	2.8	17,187.0	489.5	2.85	9.0	21 / 27	77.8

(注) 表4の注1～注3と同じ。

上段(令和7年6月1日)

下段(令和6年6月1日)

(2) 市町の各機関の状況

表9

	①法定雇用障害者 数の算定の基礎と なる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
市町等合計	17,998.0	518.5	2.88	9.0	
市町合計	16,629.5	487.0	2.93	2.5	
下関市	3336.5	95.5	2.86	0.0	(注2)特例認定あり
宇部市	1465.5	39.5	2.70	1.5	(注2)特例認定あり
山口市	2117.0	70.0	3.31	0.0	(注2)特例認定あり
萩市	885.5	25.0	2.82	0.0	(注2)特例認定あり
周南市	1749.0	52.5	3.00	0.0	(注2)特例認定あり
防府市	1048.5	32.0	3.05	0.0	(注2)特例認定あり
下松市	479.0	13.0	2.71	0.0	(注2)特例認定あり
岩国市	1626.0	46.0	2.83	0.0	(注2)特例認定あり
山陽小野田市	749.0	23.0	3.07	0.0	(注2)特例認定あり
光市	540.5	16.0	2.96	0.0	(注2)特例認定あり
長門市	643.0	18.5	2.88	0.0	(注2)特例認定あり
柳井市	386.5	10.0	2.59	0.0	(注2)特例認定あり
美祢市	836.5	23.0	2.75	0.0	(注2)特例認定あり
周防大島町	218.0	5.0	2.29	1.0	(注3)
和木町	53.5	1.5	2.80	0.0	
上関町	97.0	2.0	2.06	0.0	
田布施町	205.0	9.5	4.63	0.0	(注2)特例認定あり
平生町	122.5	4.0	3.27	0.0	
阿武町	71.0	1.0	1.41	0.0	
公営企業合計	1,368.5	31.5	2.30	6.5	
岩国市水道局	110.0	4.0	3.64	0.0	
宇部市水道局	123.0	2.0	1.63	1.0	(注4)
光市水道局	40.0	1.0	2.50	0.0	
山陽小野田市水道局	61.0	2.0	3.28	0.0	
山陽小野田市病院局	234.0	7.0	2.99	0.0	
周防大島町病院事業局	276.5	3.5	1.27	3.5	
光市病院局	371.5	9.0	2.42	1.0	
萩市民病院	152.5	3.0	1.97	1.0	

(注)

- 1 表4の注1～注3と同じ。
 2 下記の機関は、特例認定を受けている。
 特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

特例認定一覧(市町長部局)

認定地方機関(A)	みなされることとなる機関(B)				
下関市	下関市教育委員会	下関市上下水道局	下関市ポートレース企業局		
宇都市	宇都市教育委員会				
山口市	山口市教育委員会	山口市上下水道局			
萩市	萩市教育委員会	萩市上下水道局	萩市議会	萩市選挙管理委員会	萩市監査委員
周南市	周南市教育委員会	周南市上下水道局	周南市ポートレース事業局		
防府市	防府市教育委員会	防府市上下水道局			
下松市	下松市教育委員会	下松市監査委員事務局			
岩国市	岩国市教育委員会				
山陽小野田市	山陽小野田市教育委員会				
光市	光市教育委員会				
長門市	長門市教育委員会	長門市上下水道局			
柳井市	柳井市教育委員会				
美祢市	美祢市教育委員会	美祢市病院事業局	美祢市上下水道局		
田布施町	田布施町教育委員会				

3 周防大島町教育委員会は、令和7年8月28日時点で周防大島町と特例認定を受けた。この結果、周防大島町は算定の基礎となる職員数248.5人、障害者の数7人、実雇用率2.82%、不足数0.0人となり、法定雇用率を達成した。

4 宇都市水道局は令和7年8月25日時点で、算定の基礎となる職員数124人、障害者の数5人、実雇用率4.03%、不足数0.0人となり、法定雇用率を達成した。

4 地方独立行政法人等の状況

(1) 山口県内の地方独立行政法人等の状況

表10

	法定雇用率 (%)	①法定雇用障害者 数の算定の基礎と なる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	⑤法定雇用率達成機 関の数／機関数	⑥達成割合
地方独立行政 法人等合計	2.8	2,248.5	55.0	2.45	6.0	4 / 7	57.1
	2.8	1,951.0	53.5	2.74	1.0	6 / 7	85.7

(2) 各地方独立行政法人の状況

表11

	①法定雇用障害者 数の算定の基礎と なる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
地方独立行政法人合計	2,248.5	55.0	2.45	6.0	
公立大学法人 山口県立大学	141.0	4.0	2.84	0.0	
公立大学法人 下関市立大学	139.0	3.0	2.16	0.0	
公立大学法人 山陽小野田市立 山口東京理科大学	150.0	3.0	2.00	1.0	(注3)
地方独立行政法人 下関市立市民病院	520.5	15.0	2.88	0.0	
地方独立行政法人 山口県立病院機構	1,097.0	26.0	2.37	4.0	(注4)
地方独立行政法人 山口県産業技術センター	75.5	2.0	2.65	0.0	
公立大学法人 周南公立大学	125.5	2.0	1.59	1.0	(注5)

(注)

1 表4の注1～注3と同じ。

2 「地方独立行政法人等」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第9号から第10号までの法人を指す。

3 公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学は、令和7年10月1日時点で、算定の基礎となる職員数152.5人、障害者の数4人、実雇用率2.62%、不足数0人となり、法定雇用率を達成した。

4 地方独立行政法人山口県立病院機構は、令和7年9月1日時点で、算定の基礎となる職員数1073.5人、障害者の数32人、実雇用率 2.98%、不足数0人となり、法定雇用率を達成した。

5 公立大学法人周南公立大学は、令和7年8月1日時点で、算定の基礎となる職員数124.5人、障害者の数3人、実雇用率 2.41%、不足数0人となり、法定雇用率を達成した。

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である。

- | | | |
|---------------|-------|---|
| ○ 民間企業 | | 一般の民間企業 2. 5 %
(40.0人以上規模の企業) |
| | | 特殊法人等 2. 8 %
[労働者数36.0人以上規模の特殊法人、
独立行政法人、国立大学法人等] |
| ○ 国、地方公共団体 | | 2. 8 %
(36.0人以上規模の機関) |
| ○ 都道府県等の教育委員会 | | 2. 7 %
(37.5人以上規模の機関) |

※ () 内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

- ※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。
- ※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。
- ※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。
- ※ 精神障害者である短時間労働者については、当分の間、その1人をもって1人分としてカウントされる。
- ※ 重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である特定短時間労働者（1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者）については、0.5人分としてカウントされる。（就労継続支援A型の利用者は除く。）

◎ 除外率とは

○ 民間企業における除外率制度

各事業主が雇用しなければならない障害者の数を算定する基礎となる常用雇用労働者数を算定する際に、一定の業種に属する事業を行う事業所の事業主については、その常用雇用労働者数から一定率に相当する労働者数を控除する制度。

この除外率制度は、ノーマライゼーションの観点から、平成14年法改正により、平成16年4月に廃止した。経過措置として、当分の間、除外率設定業種ごとに除外率を設定するとともに、廃止の方向で段階的に除外率を引き下げ、縮小することとされている（法律附則）。

平成16年4月、平成22年7月、令和7年4月に、それぞれ、一律に10ポイントの引下げを実施。

除外率設定業種	除外率	
	引下げ前	引下げ後
・非鉄金属製造業（非鉄金属第一次製鍊精製業を除く） ・船舶製造・修理業、船用機関製造業 ・国内電気通信業（電気通信回線設備を設置して行うものに限る）	5%	除外率適用無し
・採石業、砂・砂利・玉石採取業 ・窯業原料用鉱物鉱業（耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る） ・その他の鉱業	10%	除外率適用無し
・非鉄金属第一次製鍊・精製業 ・貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く）	15%	5%
・建設業 ・鉄鋼業 ・道路貨物運送業 ・郵便業（信書便事業を含む）	20%	10%
・港湾運送業 ・警備業	25%	15%
・鉄道業 ・医療業 ・高等教育機関 ・介護老人保健施設 ・介護医療院	30%	20%
・林業（狩猟業を除く）	35%	25%
・金属鉱業 ・児童福祉事業	40%	30%
・特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く）	45%	35%
・石炭・亜炭鉱業	50%	40%
・道路旅客運送業 ・小学校	55%	45%
・幼稚園 ・幼保連携型認定こども園	60%	50%
・船員等による船舶運航等の事業	80%	70%

※除外率引下げによる雇用義務数への影響（例）

$$\begin{aligned} \text{除外率} &= 20\% \\ \text{20\%の場合} &\left\{ \begin{array}{l} \text{常用労働者数 } 5,069.5 \times \text{除外率 } 20\% = 1,013.9 \Rightarrow 1,013 \text{人 (端数切り捨て)} \\ \text{常用労働者数 } 5,069.5 - 1,013 = \text{基礎労働者数 } 4,056.5 \text{人} \\ \text{基礎労働者数 } 4,056.5 \times \text{法定雇用率 } 2.5\% = \text{雇用義務数 } 101.4125 \Rightarrow 101 \text{人 (端数切り捨て)} \end{array} \right. \\ \\ \text{除外率} &= 10\% \\ \text{10\%の場合} &\left\{ \begin{array}{l} \text{常用労働者数 } 5,069.5 \times \text{除外率 } 10\% = 506.95 \Rightarrow 506 \text{人 (端数切り捨て)} \\ \text{常用労働者数 } 5,069.5 - 506 = \text{基礎労働者数 } 4,563.5 \text{人} \\ \text{基礎労働者数 } 4,563.5 \times \text{法定雇用率 } 2.5\% = \text{雇用義務数 } 114.0875 \Rightarrow 114 \text{人 (端数切り捨て)} \end{array} \right. \end{aligned}$$

○ 国及び地方公共団体における除外率制度

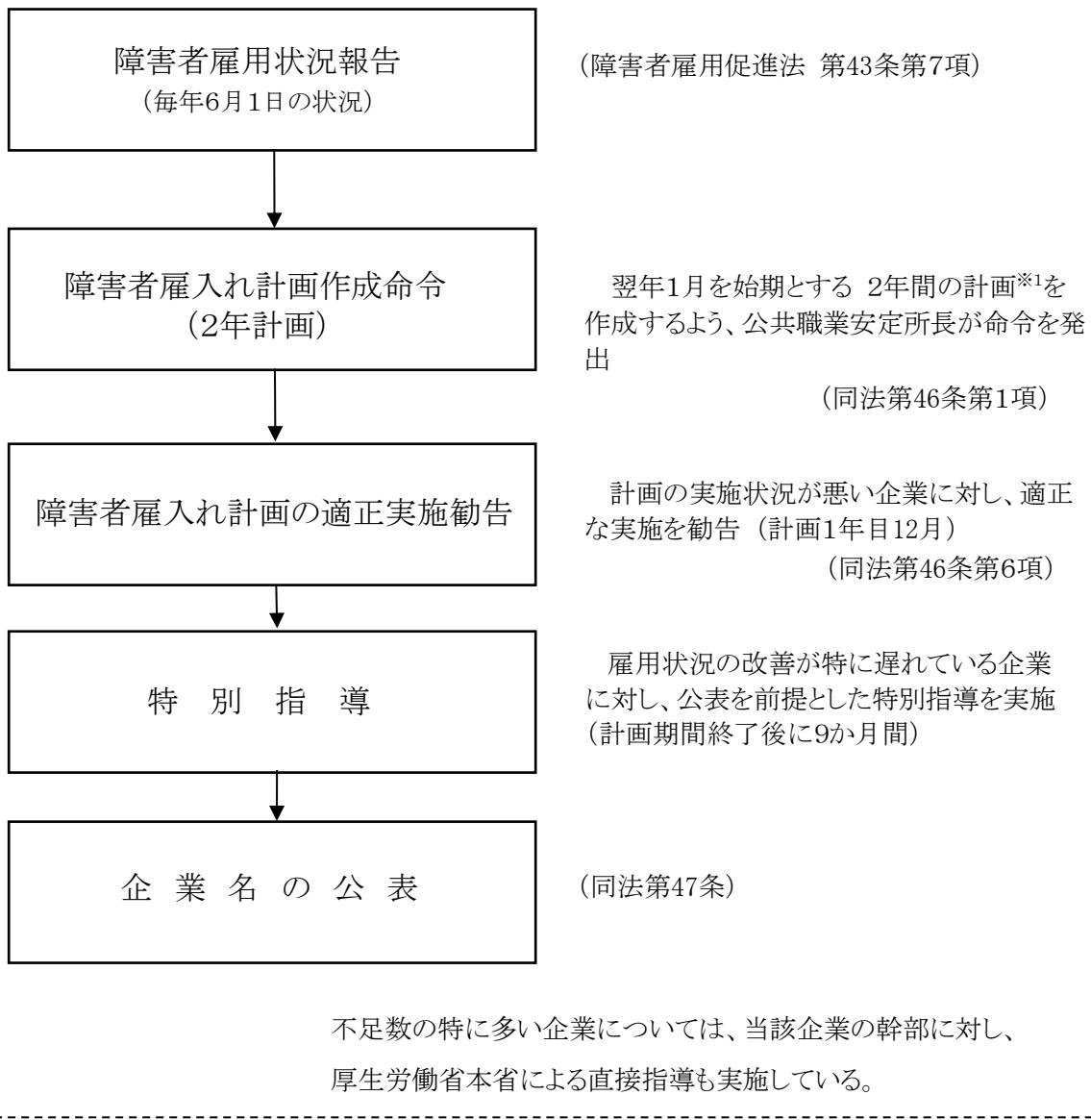
各任命権者が採用しなければならない障害者数を算定する基礎となる職員数を算定する際に、一定の範囲の職種に従事する者（除外職員）を控除する制度。

平成16年4月1日から、除外職員の範囲を、国民の生命の保護や、公共の安全と秩序の維持を職務としており、その遂行のためには職員個人による強制力の行使等が必要であるような職員に限定することとした（警察官、自衛官など）。

なお、除外職員ではなくなった職員（医師、教育職員など）が一定割合を占める機関（病院、教育委員会など）については、当該職員が職員総数に占める割合を基に、当分の間、除外率を設定した上で、廃止の方向で段階的に引き下げ、縮小を進めていくこととしており、平成16年4月、平成22年7月、令和7年4月に、それぞれ、10ポイントの引下げを実施。

◎ 障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「障害者雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



※1 平成24年1月1日以降の日を始期とする雇入れ計画から計画期間は3年間から 2年間に短縮している。

※2 平成30年の障害者不適切計上による公務部門における障害者採用により、影響が生じる可能性があつた民間企業への対策として、令和元年度においては、特例的に「行政措置」の猶予を実施している。

障害者の法定雇用率引上げと支援策の強化について

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、全ての事業主に、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。この法定雇用率の引上げと、障害者雇用の支援策の強化についてお知らせいたします。

Point ①

障害者の法定雇用率が段階的に引き上げられます。（令和6年4月以降）

	令和5年度	令和6年4月	令和8年7月
民間企業の法定雇用率	2.3 % ⇒	2.5% ⇒	<u>2.7%</u>
対象事業主の範囲	43.5人以上	40.0人以上	<u>37.5人以上</u>

▶障害者を雇用しなければならない対象事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点での障害者雇用状況のハローワークへの報告
- ◆ 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」の選任（努力義務）

Point ②

除外率が引き下げられました。（令和7年4月）

除外率が、各除外率設定業種ごとにそれぞれ10ポイント引き下げられ、令和7年4月1日から以下のように変わりました。（これまで除外率が10%以下であった業種は除外率制度の対象外となりました。）

除外率設定業種	除外率
・非鉄金属第一次製錬・精製業　　・貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く）	5%
・建設業　　・鉄鋼業　　・道路貨物運送業　　・郵便業（信書便事業を含む）	10%
・港湾運送業　　・警備業	15%
・鉄道業　　・医療業　　・高等教育機関　　・介護老人保健施設　　・介護医療院	20%
・林業（狩猟業を除く）	25%
・金属鉱業　　・児童福祉事業	30%
・特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く）	35%
・石炭・亜炭鉱業	40%
・道路旅客運送業　　・小学校	45%
・幼稚園　　・幼保連携型認定こども園	50%
・船員等による船舶運航等の事業	70%



**Point
③**

障害者雇用における障害者の算定方法が変更となりました。

► **精神障害者の算定特例の延長（令和5年4月以降）。**

週所定労働時間が20時間以上30時間未満の精神障害者について、当分の間、雇用率上、雇入れからの期間等に関係なく、1カウントとして算定できるようになりました。

► **一部の週所定労働時間20時間未満の方の雇用率への算定（令和6年4月以降）。**

週所定労働時間が10時間以上20時間未満の精神障害者、重度身体障害者及び重度知的障害者について、雇用率上、0.5カウントとして算定できるようになりました。

**Point
④**

障害者雇用のための事業主支援を強化しました。（令和6年4月以降）

► **「障害者雇用相談援助事業」が始まっています。**

- ◆ 障害者雇用に関する相談援助を行う事業者から、原則無料で、雇入れやその雇用継続を図るために必要な一連の雇用管理に関する相談援助を受けることができるようになりました。

（「障害者雇用相談援助事業」利用のご案内：<https://www.mhlw.go.jp/content/001245754.pdf>）



► **障害者雇用関係の助成金を拡充・新設しました。**

- ◆ 加齢により職場への適応が難しくなった方に、職務転換のための能力開発、業務の遂行に必要な者の配置や、設備・施設の設置等を行った場合に、助成が受けられるようになりました。
- ◆ 障害者介助等助成金の拡充（障害者の雇用管理のための専門職や能力開発担当者の配置、介助者等の能力開発への経費助成の追加）や職場適応援助者助成金の拡充（助成単価や支給上限額、利用回数の改善等）の他、職場実習・見学の受入れ助成を新設しました。

（各種助成金の詳細はこちら：<https://www.jeed.go.jp/disability/subsidy/index.html>）



Q & A

Q1. 障害者雇用納付金の取扱いはどうなるのでしょうか？

A1. ①令和6年度分の障害者雇用納付金について（※申告期間：令和7年4月1日から同年5月15日までの間）
新しい法定雇用率（2.5%）で算定していただくことになります。

②令和8年度分の障害者雇用納付金について（※申告期間：令和9年4月1日から同年5月17日までの間）
令和8年6月以前については2.5%、
令和8年7月以降については2.7%で算定していただくことになります。

Q2. 障害者を雇用する場合に活用できる支援制度はありますか？

A2. 障害者雇用のための各種助成金や職場定着に向けた人的支援など、様々な支援制度をご利用いただけます。サポートを実施している機関は様々ありますので、まずは事業所管轄のハローワークにご相談ください。

► 「障害者雇用のご案内」：<https://www.mhlw.go.jp/content/000767582.pdf>



Q3. 今後の法定雇用率について、国や地方公共団体等の取扱いはどう変わりますか？

A3. 国や地方公共団体等の法定雇用率については、令和8年7月1日から3.0%と民間企業と同様に引き上げとなります。また、都道府県等の教育委員会の法定雇用率については、令和8年7月1日から2.9%となります。

なお、除外率制度について、民間企業と同様に令和7年4月から10ポイント引き下げられました。